

## 香港における企業会計体制

邵 藍 蘭

---

### 1 はじめに

英国の植民地であった香港は、1997年7月1日をもって中国に返還され、「中華人民共和国香港特別行政区」(Hong Kong Special Administrative Region of the People's Republic of China)になった。

1997年の「香港返還」について、「英国統治下で繁栄した資本主義香港が、共産主義中国に呑み込まれる」というイメージにひかれ、人々の関心は大いに高まったが、返還が終了するとともに、その関心も消え去ってしまい、「返還後の香港」はあまり注目されなくなった。

しかし、香港は、宗主国からの独立を果たし、植民地統治にピリオドを打つ他の旧英国植民地とは著しく異なっている。すなわち、英国は植民地香港を「香港にではなく中国に返還した」のである。その結果、香港は英国の植民地支配から解放された瞬間、中国の「地方行政区域」になった。「英国植民地としての香港」は終わったが、「中国としての香港」はいまも目を離せない存在であることを忘れてはならない。

われわれにとって、香港研究は単に香港地域の研究に留まらず、アジア全域の近現代史と密接に関連しているため、アジア研究の国際的・学際的な発展にとっても非常に重要である。

経済的局面に目を向けると、資本市場のグローバル化が加速される中、国際金融センターとしての地位を維持することは香港にとって最重要課題となっている。中国経済の躍起によって、かつて世界の金融センターであった上海が競合相手として現れ、香港の地位が危うくされている。このような危機感もあって、香港財務庁長官は1999年3月に、投資家保護および国際金融センターとしての競争力を強化するための、証券先物市場の改革 (securities and futures market reform) を宣言した。その成果として、『証券先物条例』(Securities and Futures Ordinance) は、香港特別行政区立法会 (Legislative Council, 国会に相当) の採択を経て2002年3月13日に公布され、2003年4月1日から香港の証券・金融市場において新たな規制体制 (a new regulatory regime) がスタートした。

一方、国際会計基準 (IAS) への収斂という国際的な流れ、および英国による植民地支配の

終焉というコンテキストのもとで、香港会計師協会(The Hong Kong Society of Accountants, 以下、HKSA と略称)は1993年に政策転換を決意し、それまで英国の会計基準を模倣した香港の会計基準をIASに照準するように変え、会計・監査・職業倫理基準の制定作業を行い、2002年までにいわゆる国際標準の制度がほぼ整備された。

そこで、ルールレベルで香港の会計制度を考察する限り、それは先進諸国の会計制度やIASとはそれほど差異がない。しかし、一国の会計制度を理解するためにより重要なのは、その会計ルールはどのような組織によって制定され、当該ルールの実施を維持・監視する機能がどのような機関によって担われるのか、各機関の権限と責任はどのような法律によって与えられ、保障されているのか、といった「企業会計体制」の問題に立ち入って検討しなければならない。

特に、香港の場合は特殊である。歴史的に、英国の植民地支配を経ており、その長年の植民地時代において形成されてきた証券市場の自主規制や民間職業団体による会計基準の設定、といった伝統は今日においても誇り高く継承されている。地政学の点からみても、香港は小さい都市(small city)にすぎず、会計師の数も少なく、50の州にわたり30万人の職業会計士を擁する米国(large country)とは物理的にも異なっている。この点は、エンロン事件後米国政府の会計プロフェッションに対する規制強化の動きに追随しようとする香港行政区政府に対し、HKSAが“not one size fits all”と批判する根拠のひとつもなった。

本稿は、複雑な歴史的背景のもとで、香港の財務諸表公開制度を規制する会社法制、証券規制体制、および会計基準がいかに形成されてきたかということを整理し、これを踏まえて香港の「企業会計体制」を明らかにする。

## 2 香港小史

香港は、香港島、九龍半島、および新界からなる、総面積1,098 km<sup>2</sup>(東京都の約半分)、人口約675万人(2001年末12月現在)の小さな地域である。歴史的に、香港島が1842年の南京条約、九龍半島の先端(約9.7 km<sup>2</sup>)が1860年の北京条約により英国の領土となり、そして1898年、英国はさらに中国との租借条約により235の島を含む新界の99ヵ年にわたる租借を確保した。このような屈辱的な条約により香港は1997年中国に返還されるまで英国の植民地であった。

1982年9月以降行われてきた中英交渉が1984年9月に妥結し、同年12月19日、中英双方の首相は『香港問題に関する中英共同声明』(以下、「中英共同声明」と称す)に署名した。「中央共同声明」では、「中国政府が1997年7月1日から香港に対し主権行使を回復すること」および「英国政府は同日に香港を中国に返還すること」を明記した。返還前、中国はスムーズな返還を達成するための、「港人治港」(香港人による香港の統治)と「高度自治」を

根幹とする「一国二制度」構想を打ち出しているため、「中英共同声明」は、香港が中国の主権下に復帰した後50年間、高度な自治を享有し、現行の政治・経済体制、すなわち資本主義市場経済体制を維持するものと定めている。

かくして、「中英共同声明」は英国政府が香港全土から撤退し、中国が主権と統治を香港に行使することを決定した条約である。返還後の香港で「一国二制度」を実施するための法的根拠は、1990年4月に中華人民共和国全国人民代表大会によって採択された『中華人民共和国香港特别行政区基本法』(以下、「基本法」と称す)である。「基本法」は香港の憲法文書であり、「一国二制度」の概念を具現化したもので、香港の高度の自治を保証している。香港返還前後の政治・経済体制については図表1のとおりである。

ここではまず、「基本法」は、「全国人民代表大会は、本法の規定に照らして香港特別行政

図表1 返還前後の政治・経済体制の比較

	返 還 前	返 還 後
憲法	「英皇制誥 (Letter Patent)」, 「皇室訓令 (Royal Instructions)」	『中華人民共和国香港特别行政区基本法』。解釈, 修正権は全人代
行政上の地位	英国の直轄植民地(Crown Colony)。外交・防衛は英国	中国中央政府に直轄, 高度な自治権を有する特别行政区。外交・防衛は中国
行政機関	香港政庁。公務員は国籍制限なし(英国籍優遇)	特别行政区政府。上級公務員は外国居住権を持たない香港永住の中国公民, 基本法を擁護
立法機関	なし。立法評議会は総督の諮問機関, 議員は団体推薦と直接選挙で選出	立法会。議員は団体推薦と直接選挙で選出, 将来的には全員直接選挙
司法	英国法および香港で制定された条例を適用。最終審は英枢密院司法委員会	基本法に抵触しない範囲で現行法を維持。区内に終審裁判所
国際協定への参加	原則不可	経済, 貿易, 金融, 輸送, 通信, 観光, 文化, スポーツ等の分野で, 国際組織参加し, 外国と協定を締結
経済制度・政策	自由経済制度, 政府の介入は最小限	現行制度を50年間維持
土地	英女王が所有, 総督が管理。使用権は民間に売却への参加	国家所有, 特别行政区政府が管理。使用権は民間に売却
財政	英国から完全独立の均衡財政	中国から完全独立の均衡財政
税収	独立した税制, 低税率政策	独立した税制, 低税率政策
金融	独立した金融政策, 法定通貨は香港ドル, 為替管理なし, 資金の出入り自由	独立した金融政策, 法定通貨は香港ドル, 為替管理なし, 資金の出入り自由
貿易	自由港, 特定品以外は関税なし	自由港, 特定品以外は関税なし

出所: [http://www.fri.fujitsu.com/open\\_knlg/review/rev011/04zhuy.pdf](http://www.fri.fujitsu.com/open_knlg/review/rev011/04zhuy.pdf) より採録

区に高度の自治を実施し、行政管理権、立法権、独立した司法権、および終審権を享有する権限を授ける」(第2条)と規定している。ここで、香港の「高度自治」は、中国の国会に相当する全国人民代表大会が「授権」したものであり、行政管理権、立法権、独立の司法権、最終裁判権についてもすべて全国人民代表大会が「授権」したうえではじめて「享有」できるものである点を注目されたい。すなわち、香港が持つ「高度な自治権」は、あくまでも中央政府の定める範囲内のものであり、政治制度の最終決定権は中央政府が握っている<sup>2)</sup>。ともあれ、「香港特別行政区は社会主義の制度および政策を実行せず、従来の資本主義制度および生活様式を保持し、50年間変更しない」(第5条)ということが約束され、「香港の従来の法律、すなわちコモンロー、衡平法、条例、附属立法、および慣習法は、本法に抵触するかまたは香港特別行政区の立法機関が改正したものを除いて、保持される」(第8条)。

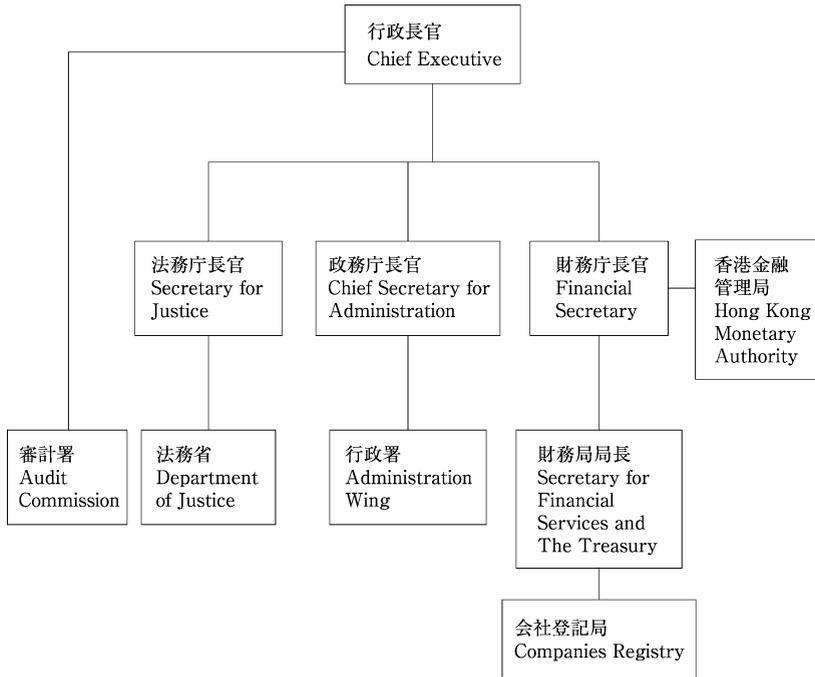
つぎに、中央および香港特別行政区の関係について、「基本法」は「香港特別行政区は高度の自治権を享有する中華人民共和国の地方行政区画であり、中央人民政府が直轄する」(第12条)と規定している。ここで、香港特別行政区政府も、あくまでも国務院(中国の中央政府)の「直轄下」にある「地方政府」であることが分かった。

こうした条件付きの特別行政区には独自の立法権を与えられ(第17条)、「香港特別行政区立法会は香港特別行政区の立法機関である」(第66条)とされている。しかしながら、中国政府は一貫して、過去の植民地時代統治における「行政主導」のみが政治をうまく機能させられると信じ<sup>3)</sup>、議会である立法会の力を弱めようと考えてきたため、返還後は、行政当局の権限が一層強くなり、立法会の政府に対するチェック機能は、大幅に制限されている。

一方、香港特別行政区行政長官(Chief Executive)は香港特別行政区の首長であり、香港特別行政区を代表する(第43条)。香港特別行政区行政會議(Executive Council)は、行政長官の政策決定に協力・援助する機構となっている(第54条)。また、行政機関について、「香港特別行政区政府は、香港特別行政区の行政機関である」(第59条)と「基本法」は規定した。「行政区政府に、政務庁、財務庁、法務庁および各局、処、署を設置する」(第60条)。(図表2、参照)

さらに、「基本法」は政治体制とは対照的に、経済体制の局面において、香港特別行政区に対して広範な自治権を与えている。従来と同様、「香港特別行政区政府は貨幣・金融政策を自ら制定し、金融企業および金融市場の経営の自由を保障し、ならびに法に基づき管理および監督する」(第110条)。職業団体の自主規制に関して、「香港特別行政区政府は従来からの専門職制度を保持することを基礎に、各種専門職の就業資格を審査評定することに関する規制を自ら制定する。……香港特別行政区政府は、特別行政区以前に承認を得た専門職および専門職団体について引き続き承認し、承認された専門団体は専門職資格を自ら審査し、授与することができる」(第142条)とされている。

図表 2



### 3 香港の会社法制とその会計規程

#### 3.1 香港の会社法

香港における最初の会社法である『公司条例』(Companies Ordinance in Hong Kong) は、英国の1929『会社法』をもとに1932年「立法評議会」によって制定・公布されたものである。1970年代以降「会社法改正委員会」(Companies Law Revision Committee) の勧告に基づき、特に会計・監査関係の規程の改正が行われ、その後会社法規程はさらに1984年に設置された「会社法改革常務委員会」(Standing Committee on Company Law Reform)<sup>4)</sup>により、定時的な改正を行い、今日に至っている。

『公司条例』は、会社の設立、登記、資本金、利益配当、残余財産分配、取締役会と定時株主総会の開催およびその方法、会計方針、監査などを規定しており、会社運営の基礎となる法律である。香港で登録している会社だけではなく、香港で活動している外国企業にも適用される。『公司条例』の定める会社形態は、無限責任会社 (unlimited company)、保証有限責任会社 (company limited by guarantee)、株式有限会社 (company limited by shares) の3種類で、株式有限会社はいわゆる株式会社であるが、株式および社債の公募、譲渡や株

主数の制限がある場合、非公開株式会社（private company）<sup>5)</sup> といい、制限のない場合は公開株式会社（public company）という。そこで、公開株式会社は、必ずしも上場しなければならないということではなく、証券関連法制および香港証券取引所（Stock Exchange of Hong Kong）の「上場規則」<sup>6)</sup> の要件を満たした場合に、上場することができる。したがって、公開株式会社はさらに公開非上場会社と公開上場会社に分けられる。

### 3.2 『公司条例』における会計規程

『公司条例』第 121 (1)条はすべての会社に対し、(1)すべての収支項目および当該収支に関連する事象、(2)会社におけるすべての購入・販売事項、(3)会社の資産および負債に関して、適正な会計帳簿（proper books of account）を備置すべきことを要求し、会計帳簿が会社の業務状況につき「真実かつ公正な概観」を与え、かつ会社の取引を解釈できる場合のみ、「適正な」会計帳簿と見なされる（第 121 (2)条）と規定する。その会計帳簿は、会社登記局もしくは取締役が適当と思う場所に備置しなければならない、7年間保存されなければならない（第 121 (3A)条）。また、すべての会社の取締役は、定時株主総会に対し、損益計算書および貸借対照表を提出しなければならない（第 122 (1)条）と規定している。

計算書類について、会社法は「すべての貸借対照表は、会計年度末の会社の財政状態につき真実かつ公正な概観を提供し、またすべての損益計算書は、会計期間の会社の損益につき真実かつ公正な概観を与えなければならない」（第 123 (1)条）と規定したうえ、貸借対照表および損益計算書の作成が『附則』10（the Tenth Schedule）<sup>7)</sup> に準拠する（第 123 (2)条）ように要求した。この『附則』は必要最小限の会計規定を設けているだけで、資産評価原則や様式等の具体的な会計処理の方法については規定していない。

なお、定時株主総会に対して提出されるすべての貸借対照表には、損益計算書、連結決算書と会計監査人報告書（auditors' report）（第 129 C (1)条）、および会社の業績と業務状況に関する取締役報告書（directors' report）の添付が要求されている（第 129 D (1)条）。これらの貸借対照表（添付が要求されているすべての文書を含む）、会計監査人報告書および取締役報告書の写しは、定時株主総会の 21 日前までに、総会開催の通知と共に各株主ならびに各債権所持者、およびその他の有権者に送付しなければならない（第 129 G (1)条）。

公開株式会社の場合、さらに年次申告書（annual return）を定時株主総会終了後 42 日以内に作成し、直ちにその写しを登記官（Registrar）に送付しなければならない（第 109 (1)条）。年次申告書には、非公開株式会社を除き、定時株主総会に対して提出されたすべての貸借対照表（添付が要求されているすべての文書を含む）の写し各 1 通を含まなければならない（第 109 (3)(a)条）。また申告書の指定様式には、会社の名称、登記番号および商号、会社の類別、会社登記局の住所、申告書日付、負債総額、株式資本を有する会社の場合は会社構成員およ

び株式資本の詳細、取締役と秘書に関する詳細情報などの掲載が要求されている。

香港の『公司条例』は、このように企業の財務情報ディスクロージャーについて規定しているが、実務で実際に準拠されている HKSA 制定の『会計実務基準書』(Hong Kong Statements of Standard Accounting Practices, 以下, HKSSAP と略称) について言及しておらず、それゆえ, HKSSAP には会社法上の拘束力がないということは明らかである。しかし, 『公司条例』は第 131 条で, すべての会社は定時株主総会において 1 名以上の監査人を任命しなければならないと規定し, 監査人の資格を HKSA の会員に限定した。HKSSAP を遵守しなければならないのは会員の義務である。したがって, HKSA の会員には, 取締役その他の役員として会社の財務諸表作成にかかわりを持つ場合, HKSSAP の存在・意図が会員でない取締役などによって十分に理解され, HKSSAP が遵守されるよう最善の努力を払う義務を負わされている。また, 会計監査人として行動する場合, HKSSAP からの重要な離脱が確実に開示される義務を負う。香港の会社法制は, こうした法定監査人制度を通して, 間接的に HKSA およびその HKSSAP に法的支持を与えていると考えられる。

## 4 証券規制体制の形成と展開

### 4.1 証券市場の形成およびその規制の変遷

#### 4.1.1 自由放任主義から証券市場の規制へ

香港における株式売買の歴史は 1860 年頃までに遡ることができると言われている。香港最初の取引所である香港証券仲介協会は 1891 年に設立されたが(当該協会は 1941 年に香港株式取引所に名称変更された), 当時, 株式の取引に参加できる人は英国人と香港在住の外国人に限定されていた。1921 年, 第 2 の取引所である香港株式仲介協会は創立され, ここで中国人は初めて会員として受け入れられた。1947 年, この 2 つの取引所が合併され, 香港証券取引所となった。

第 2 次世界大戦後, 大量の移民が上海から香港に押し寄せ, 一時的に香港に活発した株式売買をもたらしたが, その後取引額が伸び悩み, 株式市場には活気を失った。1969 年 12 月, 香港の富豪李福兆によって創立された遠東証券取引所の開業をもって, 香港の株式市場は徐々に現代的株式市場の特徴を有するようになった。1971 年 3 月と 1972 年 1 月に, 第 3 と第 4 の取引所である金銀証券取引所, 九龍証券取引所が相次ぎ開業した。これら 4 つの証券取引所は香港に投機の旋風を巻き起こし, 17 世紀末のロンドン市場の状況に類似したような過熱期に突入したが, 政府は不干渉の態度で事態の展開を見守った。

しかし, 香港政庁は何もしなかったわけではなく, 1962 年に「会社法改正委員会」を設置するに至った。当該「委員会」は立法による証券市場への干渉に反対し, ロンドンやオーストラリアのサウスウェルズ州のやり方を取り入れ, 認可・登記手続をもって投資家を保護す

るよう政府に進言した。ところが、香港には英国のような貿易産業省は存在しなかった。ちょうどその頃、政庁内に銀行監督を行う銀行監督検査官というポジションが新設されたので、「会社法改正委員会」は証券監督検査官も置くように政府に提案した。しかしながら、政府は証券市場の監督機関を設置する意向がなかったため、その代わりに証券業務に精通する識者から構成する「証券諮問委員会」を設立し、証券監督検査官がメンバーとしてその会議に出席することに決着ついた。1973年1月3日、「証券諮問委員会」が設立されたが、その職責は「会社法改正委員会」の基本方針に基づき、証券取引所の自主規制を尊重しつつ、それに対し「権威のある指導」を提供することに留まった。

1973年末、中東戦争の影響で石油価格が大幅に上昇し、株式市場の落ち込みにより投資家が大きな被害を受け、株式市場は崩壊同然であった。事態の深刻さを目の前にし、香港政庁はやがて従来までの不干涉姿勢を変え、規制強化に乗り出し、市場監督の制度整備に着手した。そこでまず、『証券取引所管理条例』を公布し、新たな取引所の設立を禁止することにした。つぎに、「証券諮問委員会」を「証券委員会」に改組した。当該「証券委員会」は非常勤の委員会であり、その行政官である証券監督検査官が管轄する証券検査官事務局は、政府部門に帰属する形になっていた。さらに、1974年3月1日、『証券条例』および『投資家保護条例』を公布した。

1975年8月、「証券委員会」は『買収・合併に関する規則』を制定し、その狙いは従来までの4つの取引所を合併させ統一した証券取引所の成立を促進することであった。1980年7月、香港聯合取引所有限公司（Stock Exchange of Hong Kong Limited）は成立した。同年8月、4つの取引所の合併に関する法律——『証券取引所合併条例』は立法評議会によって公布され、その後、各取引所間の合意や「証券委員会」の取引所への譲歩といった長い調整過程を経て、1986年4月、統一した香港証券取引所は取引を開始した。ここから政府の証券取引所を介した市場監督が始まったのである。

#### 4.1.2 1987年の株価暴落と「証券監督委員会」の設置

米国における1987年10月19日のいわゆる「ブラック・マンデー」によってダウ工業株30種平均が市場最高の暴落を記録した。このブラック・マンデーの衝撃は香港の証券市場にも波及し、4日間の取引停止に余儀なくされた。概ね証券取引所の自主規制に依存してきた従来までの規制的枠組の弱点ないし当局の監督不足が露呈した結果となった。安全性の高い取引環境を整えるため、証券市場の規制・監督の枠組を即急に改革しなければならないことが思い知らされた。

(1)「証券検討委員会」の設置とその報告書

ブラック・マンデーの打撃を契機に、香港政庁は1987年11月16日、英国人会計士 Ian Hay Davison を委員長とする6名からなる「証券検討委員会」(Securities review Committee)を設置し、証券取引所およびその監督機関の組織・管理・運営について検討するよう指示した。同「委員会」は、まず当時の香港における規制体制の問題点を分析することにした。それによると、これまでの香港の監督体制は、監督機関の支持を得たうえでの証券取引所による自主規制を基本としていた。しかし、自主規制および市場自律の観念は香港で期待されたとおり機能しなかったため、証券市場では十分な自主規制を行うことができなかった。また、非常勤の委員からなる「証券委員会」は権限を持った独立した監督機関ではなく、その行政事務を担当する証券検査官事務局もまた政府の枠内に置かれ、多くの制限を受けていたため、有効な市場監督ができなかった。

1988年5月、「証券検討委員会」は報告書を公表した。この Davison 報告書では、香港は東南アジア地域の資本市場もしくは国際的な資本市場として発展すべきことを再確認した。そのため、証券市場の国際化を図ることを最重要戦略として考えなければならず、その一環としてまず規制的枠組を国際標準に照合するように制度づくりをしなければならないと考えられた。

「証券検討委員会」は香港政庁に対し、政庁枠外の法定監督機構の設置を勧告した。すなわち、既存の「証券委員会」および証券検査官事務局に取って代わり、政府の枠に帰属しない独立した法定機構を設立することである。その際、当該機構のトップおよび職員は常勤の者でなければならず、機構の運営費用は市場によって賄う。またその責務は、(1)市場の健全な運営を確保する、(2)投資家を保護する、(3)証券取引所に一定の自主規制を認めたとえ、当該機構は広汎な調査権・処分権を保留しつつ、取引所がその責務を十分に履行できない時に介入する、という勧告内容であった。

「証券検討委員会」はこのような二重監督制度、すなわち法定監督機構が証券取引所を監督し、証券取引所が日常の証券業務について自主規制を行うことを提案したわけである。当該委員会は香港が重んじている自由放任主義を大切にし、法による規制ではなく、あくまでも取引所の自主規制を尊重することを前提とした政府監督体制の構築を考えた。なぜならば、市場は時々刻々変化しており、法は硬直的な側面を有するため、厳格な法律による規制的枠組では、市場は緩慢、柔軟性の欠けた管理方式によって束縛されることになりかねないからである。

(2)『証券先物委員会条例』の制定と「証券監督委員会」の設置

「証券検討委員会」の報告書を受け、香港政庁は1989年4月12日、『証券先物委員会条例』

(Securities and Futures Commission Ordinance) を公布し、同年5月1日、この条例を根拠法とし、それまでの「証券委員会」に代わって、政府の枠外に証券先物市場全般を管理・監督する独立した法定機関(independent non-governmental statutory body outside the civil service)——「証券監督委員会」(Securities and Futures Commission, 以下、SFC と略称)を設立した。今日の SFC は、行政長官が直接任命する6名の常勤執行役員と7名の独立した非執行役員から構成され、行政区政府に対して責任を負う。SFC は先物取引を含む証券市場全般の最高監督機関として、米国の SEC のような役割を果たすことが期待されている。

#### 4.1.3 『証券先物条例』の公布と新たな規制体制の始動

経済のグローバル化と資本市場の国際化、特に科学技術の進歩によって、証券取引所の定義も変りつつある。世界的に証券取引所の合併や統合が進み、一層大規模な国境を超えた証券取引所が形成されつつある。かつてその形成が予測された北米、欧州、アジアという3つの地域的な証券取引所ハブ（拠点）の中に、北米と欧州市場はさらなる統合に動き出している。2002年12月、欧州連合(EU)の駐米大使(Guenter Burghardt)は、米国に、大西洋を横断する証券市場(Transatlantic Securities Market)の創設と上場規制の統一を呼びかけた。また、2002年9月のノーウォーク合意<sup>8)</sup>を受けて、IASBとFASBとの歩み寄りが加速している。「これを達成することによってIFRSを用いる欧州の資本市場と米国会計基準を用いる米国の資本市場がより一層互換性を高めることが当面の成果として期待されている」(山田、2003年)。EUは2005年からIASを採用し、資本市場における不一致の弊害が取り除かれ、米国とEUの合算した市場規模は、七億四千万人の潜在投資家が生じると見込まれている。

このような世界的情勢のもとで、香港政府は香港の国際金融センターとしての地位を維持し、さらにアジア地域における証券取引のハブ的存在を目指すため、最高水準の市場監督制度を整備しなければならないと判断し、証券市場の徹底的な改革を決意したのである。すでに冒頭で述べたように、香港行政区政府は1999年3月から証券先物市場の改革を行い、その一環として過去25年間制定・実施されてきた10個の証券関連法<sup>9)</sup>を一本化した『証券先物条例』を公布し、2003年4月1日から発効することになった。一連の改革によって、香港は証券先物市場の新しい規制体制をスタートさせている。

『証券先物条例』は条文17部409条および10の附属規程から構成され、SFCの規制目標や権限をはじめ、認可取引所、上場会社、証券および先物仲介業者などへの監督・管理、証券犯罪とその罰則などを定めている。特に、証券市場の質を高め、市場参加者のために準拠費用(compliance cost)を引き下げるという目的のもとで、幾つかの新しい規定が設けられた。

(1)株式などの大量保有状況に関する情報開示規制の強化。取締役およびCEO以外の利害関係

者について、その持株の開示が求められ、大量持株の最低開示基準を10%から5%に引き下げ、開示資料の通知期限も5日間から3日間に短縮された。(2)市場不正行為への強固体制。インサイダー取引、市場操作及び他の市場不正行為を取り締まるために、市場不正行為審判所(Market Misconduct Tribunal)の設置を規定した。違法者は最高10年の禁固および100万HKドルの罰金が課される(第303条)。(3)投資家による民事訴訟権の確立。投資家の取締役役に対する民事訴訟を認めるなど投資家保護の条文が増幅され、虚偽また誤解を招く公的発言によって損害を被った投資家に訴訟権を与え、民事賠償を求めることができるようになった。

#### 4.2 SFCの規制目標・権限、およびディスクロージャー制度への監督強化

1989年の『証券先物委員会条例』はSFCの職責のみを列挙し、その監督の目標については何の規定もなかった。新『証券先物条例』は第4条において、初めて以下のようなSFCの規制目標を法律の中に盛り込んだ。

- (1) 証券先物業の公平性、効率性、競争力、透明度および秩序を維持・促進すること
- (2) 証券先物業の運営および機能に対する一般大衆の理解を高めること
- (3) 金融商品に投資もしくは保有している大衆を保護すること
- (4) 証券先物業における犯罪および不正を最小限にすること
- (5) 証券先物業におけるシステムのリスク(systemic risk)を抑制すること
- (6) 財務庁長官に協力し、証券先物業に関する相応措置を採り、香港金融業の安定を維持すること。

また、『証券先物条例』は証券市場の監督機関としてのSFCに広汎な権限を与えた。まず、調査権について、第179条でSFCは上場会社のメンバンク、取引相手に対して協力を求め、上場会社の関連書類を調査することができるかと規定したほか、第182条(Investigations)、第183条(Conduct of Investigations)、第184条(Offences in relation to investigations)においても規定している。つぎに、SFCの規則や指針を制定する規則制定権について、第397条(Rules by Commission)、第398条(General provisions for rules by commission)、第399条(Codes or guidelines by Commission)によって与えられた。その他、強制権(第213条(Injunctions and other orders))、起訴権(第388条(Prosecution of certain offences by Commission))も付与されている。

しかしながら、『証券先物条例』はSFCに上場会社の情報開示を監督する権限を付与していない。すなわち、『証券先物条例』では、上場会社の財務諸表がSFCに送付しなければならないという規定がない。証券取引所の自主規制を尊重する香港の証券規制体制では、上場会社の情報開示に関する規制は法律効力のない「上場規則」に依拠しており、上場会社は証

券取引所のみならず財務諸表を送付することになっている。

ともあれ、証券市場の複雑化と上場会社の多様化にともない、公正かつ効率的な資本市場を保障するため、投資家に対し比較可能で透明性のある情報を提供することは不可欠である。その場合、上場会社に対し質の高い情報開示を求めると同時に、監督当局による企業情報ディスクロージャーの監督体制の整備も必要になってくる。

そこで、「上場規則」を法律に格上げすることが「会社法改革常務委員会」によって提案され、また、『証券先物条例草案』の諮問段階においても、当該条例の中で「上場規則」に法的支持を与えることは政府および「証券監督委員会」によって検討された。しかし、「上場規則」は市場の変化に応じ適時に改正されなければならないものである。それを法律にしてしまうと、柔軟性がなくなるのではないかと証券取引所は反対した。そこで解決策として、SFCは『証券先物条例』に基づき、『証券先物（証券市場で上場）規則』（2003年4月1日から発効）を制定し、「二重送付制度」（dual filing regime）を確立した。すなわち、上場申請者および上場会社に適用する「二重送付制度」のもとで、会社は上場を申請する際、および上場会社が継続開示責任を履行する際のあらゆる書類は香港証券取引所に提出すると同時に、SFCにも提出しなければならない。また、上場会社の提出した財務諸表に虚偽また誤解を招くような情報が発覚された場合、「証券監督委員会」は調査権を行使して調査を行い、刑事控訴を提起することができる。さらに、新規上場を申請する会社が不足また誤解を招くような情報を提供した場合、SFCが拒否権を行使しその会社の上場申請を否決することができる。こうした制度的措置によって、SFCは証券市場の監督機関であるのみならず、上場会社情報開示の法定監督機関にもなったのである。

この「二重送付制度」は上場会社に対して新たな開示要求をしているわけではなく、上場会社は依然として「上場規則」の要求にしたがって情報開示を行う。重要なのは、「上場規則」に準拠して作成された開示書類の法的なSFCへの送付が要求されたことである。このことによって開示書類は法的文書になり、情報開示関係者が法的責任を負わなければならないことになる。「二重送付制度」のもとで、香港証券取引所およびその「上場規則」による自主規制体制が維持されつつ、SFCは証券取引所と緊密に連携し、証券取引所を通して上場会社の情報開示を監督する仕組みが構築され、SFCは間接的に会計基準との接点を持つことになった。

#### 4.3 香港取引所、香港証券取引所およびその上場規則

香港取引所（Hong Kong Exchange, 以下、HKExと略称）とは2000年6月に上場した香港証券取引所、先物取引所、および証券決済会社の持株会社である。自身の証券取引所に上場する会社として、他の上場会社との平等な市場機会（a level playing field）を確保するため、HKExはSFCの規制を受けている。

一方、香港証券取引所は認可された取引所として、『証券先物条例』によって規則制定権を与えられている。その第23・24条では、証券取引所が当該証券市場での証券上場に関する事柄について「非法定規則」を制定することができ、但し、これらの規則およびその改正はSFCの承認を得る必要があると規定している。したがって、証券取引所の「上場規則」は法的拘束力がないものの、SFCの承認を得ているので、その準拠性が公的規制機関の枠内で保障されていると言えよう。また、第25条で、SFCは法によってそれ自身に与えられた権限(『証券先物条例』第5部(Licensing and Registration)、第145条(Financial resources of licensed corporations)、および『公司条例』第2部(Share capital and debentures)、第12部(Restrictions on sale of shares and offers of shares for sale)が規定した権限)を取引所に移譲することができるかと規定する。さらに、取引所の最高責任者の指名はSFCの承認を得なければならないと第26条が規定しているのである。こうした規定から、香港証券取引所は純粹の「私的」機関ではなく、公的規制機関から権限移譲を受けた自主規制機関であることは分かる。

いずれにせよ、「上場規則」は新規上場および上場会社に対し、その財務諸表につき、真実かつ公正に会社の財政状況、経営成績、およびキャッシュ・フローを反映しなければならないと規定し、(1)貸借対照表、(2)損益計算書、(3)キャッシュ・フロー計算書、(4)持分変動報告書、(5)上記(1)から(4)までのデータの過去同期との比較表、(6)会計方針と注記を要求した。また、「上場規則」は財務諸表の作成について、HKSSAPもしくはIASに準拠しなければならないと規定している。このように証券規制体制は財務諸表の報告・開示についてのみ規定し、会計・監査基準の制定などに関してはHKSAに委ねることになっている。

## 5 会計基準設定主体 —— HKSA

### 5.1 自主規制団体としてのHKSA

HKSAは1973年1月1日制定の『職業会計師条例』(Professional Accountants Ordinance, 以下、PAOと略称)のもとで設立された自主規制機関であり、香港における唯一の職業会計師法定認可機関(the only statutory licensing body)である。香港の会計・監査・職業倫理基準はこの民間職業団体によって設定されてきているが、その制定プロセスは、英国かつての会計団体諮問委員会(Consultative Committee of Accountancy Bodies)体制を踏襲したものであるとされている。1983年から1993年まで、会計・監査基準はHKSA管轄下の「会計基準委員会(Accounting Standards Committee)」および「監査基準委員会(Auditing Standards Committee)」によって設定されていたが、「会計基準委員会」は1993年に「財務会計基準委員会(Financial Accounting Standards Committee, 以下、FASCと略称)」に改組され、メンバーには証券取引所および「証券監督委員会」による指名を受けた

者が加えられ、現在は 15 名のメンバーから構成されている。1988 年、「職業基準監視委員会（Professional Standards Monitoring Committee, 以下、PSMC と略称）」が設置され、協会会員によって作成・監査された公表財務諸表の（主に上場会社の財務諸表）レビュー、会計基準の遵守をモニタリングする役割を果たしている。このように、Council of HKSA—FASC—PSMC という自主的基準制定体制が確立され、今日に至っている。

しかし、エンロン、ワールドコム等に端を発した会計不信により規制強化へ逆戻りした米国の影響もあって、EU を含む世界各地の会計職業団体は何らかの改革を取り組まなければならない状況に立たされた。2002 年 11 月に香港で開催された国際会計士連盟第 16 回世界会計士会議終了後、香港財務庁管轄下の財務局（Financial Services and Treasury Bureau, 以下、FSTB と略称）は会計職業団体に対し、会計職業の透明性と独立性を高める視点から、会計規制体制全体の見直しを求めた。米国のような規制体制（すなわち、企業改革法（Sarbanes-Oxley Act）に基づく SEC—公開会社会計監視審議会（Public Company Accounting Oversight Board, 以下、PCAOB と略称）体制）に倣って、会計職業を監視するための、別個の監視機関を設立するという動きに対し、HKSA は「立法会財經事務委員会」に提出した文書の中で、次のような見解を展開した。

すなわち、(1) IOSCO と EU も認めたように、異なる地域には異なる法律、経営環境と職業環境、および規制構造が存在する。したがって職業会計師への監視はわれわれ（HKSA）のような自主規制職業団体による規制を含み、様々な方式の規制が可能である。あえてまだ十分に稼働していない、“international best practices” という名のもとでの念入りな規制体制を香港に輸入することは、逆に香港の市場を窒息させる危険性がある。

(2) 莫大な予算を要する米国の PCAOB 監視体制が本当に有効であるかどうかはまだ証明されていない状況のもとで、直ちにそのモデルを模倣することは時期尚早である。香港は最小限の政府介入を実施してきた独特な性質を有する地域であり、簡単に他の国で採用された方式を導入すべきではなく、この地域自身のニーズに適応するような規制方式を展開すべきである。

(3) コストと効果の視点から考える場合、別個の監視機関を設立することは、大衆と政府の利益にはならないと思われる。少なくとも香港の規模を勘案しなければならない。複雑な規制構造を持ち、50 の州にわたり 30 万人の会計士を擁する米国のような大国と違って、香港は 2 万人の会計師しかおらず、その内開業会計師（practicing accountants）は 3 千人のみである。お互い顔見知りであるこんな小さい都市の会計職業を規制するのに他国（特に米国）と同様な規制的枠組を導入すべきではない。

そこで、HKSA は政府による規制強化を避け、自身の自主規制を強化して透明性・独立性を維持しようと、内部からの変革を図った。HKSA は 2002 年 12 月に主要改革案の要旨を公

布し、その詳細内容について2003年1月FSTBに対し書面を提出した。そこで4つの改革案が提起された。(1)HKSAの管理機構である理事会に、非業界メンバーを現在の2名から6名まで増やし、追加した4名は政府によって任命されること。(2)会計・監査・倫理基準に違反する行為を調査するため、理事会によって設立される調査委員会(Investigation Committee)のメンバーを3名から5名に拡大し、委員長を含む過半数のメンバーを非業界人にする。こと。(3)理事会によって設立される5名の紀律委員会(Disciplinary Committee)の構成を変更し、委員長を含む過半数のメンバーを非業界人にする。こと。(4)上場会社社会計師の会計、監査および職業倫理違反行為を調査するための、独立調査委員会(Independent Investigation Board, 以下、IIBと略称)の設立を提案すること<sup>10)</sup>、がその内容であった。

ここでは特にIIBの運営原則について、(1)過半数の非業界人から構成されること、(2)独立した財源を持つこと、(3)PAOのもとで、紀律違反の疑いがあると認めた場合調査を行うことが提案されている。なお、IIBは完全に協会の枠外で運営されてもいいし、その事務支援を受けながら協会事務局のもとに置かれてもいい。いずれにせよ、IIBをFSTBに対して責任を負う組織とし、一方のFSTBはIIBの運営を監視し、IIB理事会のメンバーを指名し、さらにIIBに運営資金面で協力することが提案されている。HKSAは来たるIIBの設立によってそれ自身の調査権限の一部を手放すことにならざるを得ないが、会計師への処罰権については協会側に保留すべきだと強く主張した。

HKSAの改革案はHKSAを純粹の自主規制組織から半自主規制的な組織(from being a purely self-regulatory organization to something in between)に転換させることになるであろう。また、IIB設立の構想は、米国の「極めて厳しい法的措置」(draconian actions, すなわち、SEC監視下のPCAOBの設置)とHKSAが1973年成立以来持ち続けてきた「自主規制の特権」(self-regulation privileges)の最適妥協案であるとHKSAの会長David Sunは述べた。

## 5.2 香港の会計基準とその拘束力

香港における最初の会計基準は1976年に公布されたが、その内容はほとんど英国基準そのものであった。1984年以降、HKSAは改めて『会計実務基準書』(HKSSAP)の形式で会計基準を公表してきたが、1992年までのこれらの基準もまた基本的には英国の会計基準を援用したものであった。1990年「基本法」の公布を受け、英国植民地支配の終焉が近づいてきており、また、英国の法律はEU指令に追随したため香港との分岐が拡大し、さらに英国会計基準もまたEU諸国の影響を受けていたためその内容と処理方法は香港の会計実務との結びつきが薄れていった。一方、中国経済の躍起によって中国企業の香港での投資や上場は増え、IASに接近する中国の会計基準を理解することは香港の会計人にとって差し迫った課題となっ

た。こうした状況のもとで、HKSA は 1993 年に香港の会計基準を英国基準から IAS に転換することを決断し、HKSSAP の改訂作業に取り組み、このプロジェクトは 2002 年までほぼ

図表 3 現行の会計実務基準書（HKSSAP）

HKSAAP1	財務諸表の表示
HKSSAP2	期間の純損益、重要な誤謬および会計方針の変更
HKSSAP5	1 株あたり利益
HKSSAP9	後発事象に関する会計
HKSSAP10	関連会社への投資に関する会計
HKSSAP11	外貨換算
HKSSAP12	法人所得税
HKSSAP13	投資不動産に関する会計
HKSSAP14	リース
HKSSAP15	キャッシュ・フロー計算書
HKSSAP17	有形固定資産
HKSSAP18	収益
HKSSAP19	借入費用
HKSSAP20	関係会社などの開示
HKSSAP21	ジョイント・ベンチャーへの投資に関する会計
HKSSAP22	棚卸資産
HKSSAP23	工事契約
HKSSAP24	有価証券投資の会計
HKSSAP25	中間財務報告
HKSSAP26	セグメント報告
HKSSAP27	グループ再建の会計
HKSSAP28	引当金、偶発債務および偶発資産
HKSSAP29	無形資産
HKSSAP30	企業結合
HKSSAP31	資産の減損
HKSSAP32	連結財務諸表および子会社に対する投資の会計
HKSSAP33	廃止事業
HKSSAP34	従業員給付
HKSSAP35	政府保証と政府援助の開示に関する会計
HKSSAP36	農業

図表4

会計実務基準書	公布・改訂期日	内容
1999年1月1日以降開始事業年度より適用		
HKSSAP1	99. 5	財務諸表の表示
HKSSAP2	99. 5	期間の純損益, 重要な誤謬および会計方針の変更
HKSSAP10	99. 2	関連会社への投資に関する会計
HKSSAP24	99. 4	有価証券投資の会計
1999年11月11日以降開始事業年度より適用		
HKSSAP27	00. 3	グループ再建の会計
2000年7月1日以降開始事業年度より適用		
HKSSAP14	00. 2	リース
HKSSAP13	00.12	投資不動産に関する会計
2001年1月1日以降開始事業年度より適用		
HKSSAP9	01. 1	後発事象に関する会計
HKSSAP10	01. 5	関連会社への投資に関する会計
HKSSAP17	01. 4	有形固定資産
HKSSAP21	01. 5	ジョイント・ベンチャーへの投資に関する会計
HKSSAP26	00. 2	セグメント報告(上場会社に適用)
HKSSAP28	01. 1	引当金, 偶発債務および偶発資産
HKSSAP29	01. 1	無形資産
HKSSAP30	01. 1	企業結合
HKSSAP31	01. 1	資産の減損
HKSSAP32	01. 1	連結財務諸表および子会社に対する投資の会計
2002年1月1日以降開始事業年度より適用		
HKSSAP11	01.11	外貨換算
HKSSAP15	01.11	キャッシュ・フロー計算書
HKSSAP33	01.10	廃止事業
HKSSAP34	01.12	従業員給付
2002年7月1日以降開始事業年度より適用		
HKSSAP35	02. 3	政府保証と政府援助の開示に関する会計
2004年1月1日以降開始事業年度より適用		
HKSSAP36	02.11	農業

(出所) <http://www.accountingresources.org/account/acupdate.html> にもとづき作成

完了した。改訂、廃止を重ねながら今日発効している HKSSAP は図表 3、これらの基準の公布・改定時日および適用年度は図表 4 のとおりである。

すでに検討したように、香港の『公司条例』は HKSSAP について言及していないため、HKSSAP には会社法上の拘束力がない。しかし『公司条例』は会社に対し、以下に述べるとおり HKSSAP を遵守させるような制度的措置をとっているため、結果的に会社は HKSSAP の規制を受けることになる。すなわち、『公司条例』では会社の作成する財務諸表は、「真実かつ公正な概観」を示すことを最優先原則としたうえで、会社は法定監査人を任命しなければならないが、その際監査人の資格を HKSA の会員に限定したわけである。会員は会計監査人として行動する場合、会社の財務諸表が HKSSAP に準拠していると認められれば適正意見を表明し、HKSSAP からの重要な離脱がある時それを開示する義務も負う。このような措置によって HKSSAP は、すべての会社が財務諸表を作成する際に、会社の財政状態および経営成績を真実かつ公正に表示するために準拠しなければならない会計基準となる。

証券規制体制では、香港証券取引所の「上場規則」は上場会社に対し財務諸表の作成と開示につき HKSSAP また IAS に準拠するよう要求しているが、「上場規則」それ自体には法的強制力がないので、HKSSAP に法的支持を与えたということにはならない。但し、香港証券取引所は SFC という公的規制機関の権限移譲を受けており、また証券市場の自主規制機関として社会的支持を得ているので、香港では証券取引所の「上場規則」ないしその要求する HKSSAP への準拠度は高い。

このように、民間職業団体である HKSA が設定した HKSSAP は、一方、『公司条例』によって間接的な法的支持を得ており、他方、証券規制体制によってもその準拠性が保障されている。

## 6 香港における企業会計体制の特徴

香港における「企業会計体制」を、千葉によって指定された「企業会計体制」の概念的枠組に沿って整理してみるとつぎのようになるであろう。

まず、第 1 レベルの個別具体的な企業会計法規・社会的規範については、(1)『公司条例』とその附則、(2)財務情報の開示要求などを規定する「上場規則」、(3)財務諸表の作成基準である HKSSAP の 3 つがある。つぎに、第 2 レベルの会計ルール設定・維持の「担い手」については、(1)公的規制機関である SFC、およびその監督下の自主規制団体である証券取引所、(2)民間職業団体である HKSA からなる。さらに、第 3 レベルの根拠法は『証券先物条例』と業界法としての『職業会計師条例』である。

香港のこうした「企業会計体制」は、以下のような特徴を有する。第 1、香港において、自主規制団体の役割が依然として大きく、英国植民地時代から培ってきた証券市場ないし会

計職業の自主規制の伝統は今日においても継承されている。SFCは『証券先物条例』のもとで証券先物市場全般を管理・監督することになっているが、証券取引所はSFCの権限移譲を受けた自主規制機関として重要な役割を果たしている。われわれが関心を持つ財務情報開示制度について、2003年の「二重送付制度」が導入されたものの、基本的には従前とおり証券取引所およびその「上場規則」によって規制されている。一方のHKSAは、民間職業団体として絶えず自己改善によってその自主規制の伝統を守ってきている。

第2、民間職業団体による会計基準設定の体制は、香港の歴史的・社会的・法制的コンテクストのもとですでにその正統性を得ていると思われる。まず、『公司条例』は企業に対して法定監査人を指定しなければならないという措置を通して、間接的に、HKSA、およびその会員が遵守しなければならないHKSSAPに対して法的支持を与えている。つぎに、SFCは「二重送付制度」によって企業の情報開示制度とかかわりを持つようになり、間接的にHKSSAPとの接点を持った。SFCの権限移譲を受けた証券取引所は「上場規則」を通して、上場会社に対しHKSSAPの遵守を求めている。それゆえ、HKSSAPには法的拘束力がないものの、一般的に遵守され、権威のある基準と見なされていると言えよう。

[注]

- 1) 当該協会の英文名称について、2003年6月13日に立法会財經事務委員会に提出された『職業会計師法』改正案において、諸外国に倣ってHong Kong Institute of Certified Public Accountantsに変更することが提案されているが、中国語の名称は従来とおりである。
- 2) 最近、2007年の行政長官公選制、および2008年の立法會議員選挙での全議席直接選挙化(選出方法の変更)を求める香港の民主派に対し、全国人民代表大會常務委員会の盛華仁副委員長は、「政治制度変更を香港単独で行うことは認めない」という中央政府の基本方針を改めて強調し、さらに「香港基本法が定める中央政府の専管事項や、中央と香港との関係についての条項に抵触する法令を香港政府や立法会が定めた場合、全国人民代表大會常務委員会はこれを直ちに無効とすることができる」という強い姿勢を見せた。
- 3) 英国統治下においては、香港は「英国植民地省」が「直接統治」していたのであり(後に外務省が主管)、英国女王が「英国王制誥」(Letter of Patent)によって政治制度を規定し、「皇室訓令」(Royal Ordinance)で、総督と行政局(総督の諮問機関。現在は行政會議と改名)および立法評議会(議會。現在立法会と改名)の関係を定め、総督が両局の上に立つことを保障していた。

この政治制度のもとでは、国王が委任した権力が総督に集中しており、彼は諮問機関である行政局の意見を無視してもよかつたし、議會である立法評議会が法律を採択するにしても、議會の票の大多数をコントロールできる仕組みになっていた。しかも、絶対権力を誇るかに見えた総督でさえ、結局は英国政府の指導を受けており、彼が制定した法例は、植民地大臣の訓令と抵触してはならない。また、総督は英国政府に報告義務があり、重大問題については、政府の支持を受ける必要があった。

中国は、返還後の香港のあり方を考慮するに当たり、英国が築き上げたユニークな政治経済体制が香港の安定と繁栄を保障したとして高く評価し、「香港政庁の現状を維持し、基本は何も変えない」という方針を打ち出した。「基本法」起草段階で返還後の香港の政治体制について議論した際、香港側からは「三権分立」と「行政主導」という意見が多く聞かれたのに対し、中国側は直接意見を出さなかったが、本音では「行政主導であるべきだ」と考えていたと言われている。

- 4) 「会社法改革常務委員会」は独立した非法定委員会である。商工業界及び規制管理機関の要請に対し、『公

- 司条例』の定時的改正につき責任を負う。常務委員会は政府政策決定部門のメンバー、および学術、会計、銀行、商業、法律などの業界のメンバーから構成される。
- 5) 『公司条例』第29条では非公開株式会社をつぎのように規定する。①株式を譲渡する権限が制限される、②株主数が50名以下、③株式や社債の購入を公衆に勧誘することが禁止される。
- 6) 「上場規則」は Rules Governing the Listing of Securities on the Stock Exchange of Hong Kong Limited (Main board Rules) と Rules Governing the Listing of Securities on the Growth Enterprise Market of the Stock Exchange of Hong Kong Limited (GEM Rules) という2つのマーケットに関する上場規則から構成される。
- 7) 附則10は、第1部「貸借対照表および損益計算書に関する一般規定」、第2部「持株会社または子会社に関する特別規定」、第3部「特殊類別会社に関する例外規定」、および第4部「附則に関する解釈」という4つの部から構成される。
- 8) ノーウォーク合意は、国内およびクロスボーダーにおける財務報告において世界的に利用されるような高い品質の一組の会計基準を作ることを目的として、IASBとFASBがそれぞれの会計基準の統合化を推進することを宣言したものである（山田、2003年、参照）。
- 9) 10個の証券関連法：『証券条例』(Securities Ordinance, 1974), 『投資家保護条例』(Protection of Investors Ordinance, 1974), 『証券取引所統一条例』(Stock Exchange Unification Ordinance, 1980), 『証券条例（インサイダー取引）』(Securities (Insider Dealing) Ordinance, 1990), 『証券条例（持分の開示）』(Securities (Disclosures of Interest) Ordinance, 1992), 『証券先物委員会条例』(Securities and Futures Commission Ordinance, 1989), 『取引所と決済所（合併）条例』(Exchanges and Clearing Houses (Merger) Ordinance, 2000), 『決済会社条例』(Securities and Futures (Clearing Houses) Ordinance, 1994), 『商品取引条例』(Commodities Trading Ordinance, 1976), 『レバレッジド外貨売買条例』(Leveraged Foreign Exchange Trading Ordinance, 1994)。
- 10) 非上場会社の会計、監査および職業倫理違反に関する調査は依然として調査委員会によって行われる。

#### [参考文献]

- 千葉準一『日本近代会計制度——企業会計体制の変遷』中央経済社、1998年。
- 八田信二・町田祥弘「会計プロフェッションの自主規制のあり方——アメリカにおけるPOBの動向を手掛かりとして——」『JICPAジャーナル』No.561, 2002年4月。
- 八田信二・町田祥弘「会計プロフェッションの自主規制における職業倫理の位置づけ」『企業会計』Vol.55 No.3, 2003年。
- 興梠一郎『「一国二制度」下の香港』論創社、2000年。
- 中野 勲編著『香港企業会計制度の研究』神戸大学経済経営研究所、1989年。
- 日本証券経済研究所(財)『図説 中国・香港の証券市場』奥村印刷、1996年。
- 沢田ゆかり編『植民地香港の構造変化』アジア経済研究所、1997年。
- 王 万光「中国における企業会計規制に関する考察(1)(2)」『経済と経済学』No.95, No.96, 2001年, 2002年。
- 武田安弘編著『財務報告制度の国際比較と分析』税務経理協会、2001年。
- 山田辰巳「IASBとFASBのノーウォーク合意について——国際会計基準と米国会計基準の統合化へ向けての合意」『企業会計』Vol.55 No.2, 2003年。
- 安田信之編、小林昌之・今泉慎也訳『香港・1997年・法』アジア経済研究所、1993年。

- 霍禮義等『危機與轉變』朗文出版社（香港）、1992年。
- 何順文編『會計學新論』商務印書館（香港）、1996年。
- 沈聯濤（証券及期貨事務監察委員會主席）「投資者與新制訂的《証券及期貨條例》」『証監會季刊』, 春季。

HKSA, Statement Prepared by Hong Kong Society of Accountants, Cover Story, “Two-phase approach to reform” *The Hong Kong Accountant*, June 2003.

Guenter Burghardt, Speech by Ambassador Dr. Guenter Burghardt, Head of Delegation, Delegation of the European Commission to the United States, "Creating a Transatlantic Securities Market: EU/US Regulatory Convergence", 10 December 2002.

HKSA, Concerning "Enhancement on the Regulation of Listed Companies and Corporate Governance of Companies", Before the Legislative Council Panel on Financial Affairs, 7 April 2003.

HKSA, Position Paper on Proposals to Strengthen the Regulatory Framework of the Accountancy Profession and Amendments to the Professional Accountants Ordinance and By-laws, 5 June 2003.

Legislative Council Panel on Financial Affairs, The Hong Kong Society of Accountants' Private Members' Bill on Proposed Amendments to the Professional Accountants Ordinance and the Professional Accountants By-laws, 13 June 2003.

Olivia S Lee, "New requirements under the Securities and Futures Ordinance — a new era for the Securities and Futures market in Hong Kong", *The Hong Kong Accountant*, June 2003.

Society News, "Self-regulatory reforms gain members' support", *The Hong Kong Accountant*, August 2003.

S. H. Goo and Anne Carver, *Corporate Governance, The Hong Kong Debate*, Sweet & Maxwell Asia, 2003.

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hongkong>

<http://www.hkex.com.hk/>(香港取引所 HP)

<http://www.hksa.org.hk/>(香港公認会計師協会 HP)

<http://www.hksfc.org.hk/>(香港証券監督委員會 HP)

(しゃお らんらん 財務会計論専攻)

(2004年6月18日 受理)